

令和元年度に実施した個別指導に  
おいて保険医療機関（歯科）に改善  
を求めた主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 2 年 8 月

# 目 次

## I 保険診療等に関する事項

1	診療録等	1
2	基本診療料等	2
3	医学管理等	2
4	在宅医療	3
5	検査	3
6	画像診断	4
7	投薬	4
8	歯周治療	5
9	リハビリテーション	5
10	処置	5
11	手術	6
12	麻酔	6
13	歯冠修復及び欠損補綴	6

## II 診療報酬の請求等に関する事項

1	届出事項、報告事項等	7
2	掲示事項	7
3	診療報酬請求	7
4	一部負担金等	8
5	その他	8

## I 保険診療等に関する事項

### 1 診療録等

#### (1) 診療録

- ① 診療録は保険請求の根拠となるものであり、歯科医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと（特に、症状、所見、治療計画等について記載内容の充実を図ること）。
- ② 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。
- ③ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科衛生士、歯科助手、事務員）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認のうえ、署名又は記名押印すること。
- ④ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
  - ・ 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
- ⑤ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ・ 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない。
  - ・ 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴について記載が不十分である。
  - ・ 傷病名に Pul、Per の略称病名で病態に係る記載がない又は不十分である。
- ⑥ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ・ 症状、所見、処置内容、医学管理等の内容、使用薬剤名、材料名、部位、点数、一部負担金徴収額について記載がない、不十分である又は誤っている。
- ⑦ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
  - ・ 診療行為の手順と異なった記載がある。
  - ・ 行間を空けた記載がある。
  - ・ 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載がある。
  - ・ 判読困難な記載がある。
  - ・ 欄外への記載がある。
  - ・ 鉛筆による記載がある。
  - ・ 二本線で抹消せず塗りつぶしによる訂正がある。
- ⑧ 独自の又は現在使用されていない略称を使用している。略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（平 30.3.20 保医発 0320 第6号）」を参照し適切に記載すること。
- ⑨ 根管治療時の仮封の有無や仮封材料について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。
- ⑩ 診療録の記載にあたっては、必要に応じて全身所見（状態）を記載するなどして、一層の歯科医療の安全を確保すること。

- ⑪ 診療録が散逸しないように適切に編綴し保管すること。
- (2) 歯科技工指示書
  - ① 歯科技工指示書に記載すべき内容（設計、使用材料、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地、作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地）に不備が認められたので改めること。
- (3) 提供文書
  - ① 歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料及びクラウン・ブリッジ維持管理料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

## 2 基本診療料等

- (1) 初・再診料
  - ① 歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続していると推定される場合に歯科初診料を誤って算定している例が認められたので改めること。
- (2) 初・再診料の加算
  - ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。
    - ・ 当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

## 3 医学管理等

- (1) 歯科疾患管理料
  - ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している例が認められたので改めること。
    - ・ 歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点について診療録に記載していない。
    - ・ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。
  - ② 診療録に記載すべき1回目の管理計画について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
    - ・ 治療方針の概要（機械的歯面清掃処置の計画を含む。）
  - ③ 歯科疾患管理料を算定した月に、診療録に記載すべき管理に係る要点について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。  
〈文書提供加算〉
  - ④ 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している例が認められたので改めること。
    - ・ 患者等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。
  - ⑤ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
    - ・ 患者氏名、性別、生年月日、患者の基本状況（全身の状態・基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）、口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）
    - ・ 治療方針の概要等（機械的歯面清掃処置の計画を含む。）

## (2) 歯科衛生実地指導料

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している例が認められたので改めること。
  - ・ 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 情報提供文書に記載すべき実地指導を行った時間について、画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った実施時刻（開始時刻と終了時刻）を適切に記載すること。
- ④ 情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容、口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）、指導を行った歯科衛生士の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ⑤ 情報提供文書に記載すべき内容（指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、指導を行った歯科衛生士の氏名）について、誤記載が認められたので、適切に記載すること。

## (3) 薬剤情報提供料

- ① 情報提供文書に記載すべき内容（効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## (4) 新製有床義歯管理料

- ① 情報提供文書に記載すべき内容（欠損の状態、指導内容等の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## 4 在宅医療

### (1) 歯科訪問診療料

- ① 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
  - ・ 歯科訪問診療の際の患者の状況等（急変時の対応の要点を含む）

### (2) 歯科訪問診療料の加算

- ① 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容（算定した日の患者の状態）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の患者の状態に応じて適切に記載すること。

## 5 検査

### (1) 歯周病検査

#### <歯周基本検査>

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している例が認められたので改めること。
  - ・ 必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）又は歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。
- ② 歯周基本検査における歯周ポケット測定又は歯の動揺度の検査結果について、診療録又は診療録に添付した記録の記載に不備な例が認められたので、適切に記載すること。

＜歯周精密検査＞

- ③ 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している例が認められたので改めること。
- ・ 必要な検査のうちプロービング時の出血の有無、歯の動揺度又はプラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していない。

＜混合歯列期歯周病検査＞

- ④ 混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。

## 6 画像診断

### (1) 診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している例が認められたので改めること。
- ・ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。
  - ・ 歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっている。
- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容（写真診断に係る必要な所見）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

### (2) 画像診断に係る一連の費用

- ① 不適切な画像診断に係る一連の費用を算定している例が認められたので改めること。
- ・ 歯科エックス線撮影において、治療に必要な部位が撮影されていない。
  - ・ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない。

## 7 投薬

### (1) 投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項（適応（効能・効果）、用法（用法・用量））からみて、不適切な投薬が認められたので改めること。
- ・ 適応外投与が認められた。
- ② 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に行うこと。
- ③ 投薬（抗菌薬）を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項及び薬剤耐性菌及び投与間隔等を考慮し、個々の症例に応じて適切に行うこと。

## 8 歯周治療

### (1) 診断等

- ① 「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」（平成 30 年3月 日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ② 歯周病検査、画像診断の結果が診断、治療に十分活用されず、診断根拠、治療方針等が不明確な例が認められたので改めること。
- ③ 歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治癒後に行うことが望ましいため、歯周治療後の歯周病検査、画像診断等による症状確認を行ったうえ、補綴治療を開始すること。

### (2) 歯周疾患処置

- ① 特定薬剤の使用に当たって、使用後の残薬を保存して複数日にわたって同一患者に使用している不適切な例が認められたので改めること。

### (3) 歯周外科手術

- ① 算定要件を満たしていない歯周外科手術を算定している例が認められたので改めること。
  - ・ 歯周精密検査を行わず歯周外科手術を行っている。

## 9 リハビリテーション

### (1) 歯科口腔リハビリテーション料1

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。
  - ・ 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき内容（調整方法及び調整部位又は指導内容の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## 10 処置

### (1) う蝕処置

- ① 算定要件を満たさないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。
  - ・ 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

### (2) 歯内療法

- ① 算定要件を満たさない加圧根管充填処置を算定している例が認められたので改めること。
  - ・ 気密な根管充填を行っていない。
  - ・ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で気密な根管充填を行っていない。

### (3) 口腔内装置

- ① 歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等の診療録への記載がない又は不十分であり、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

#### (4) 歯冠修復物又は補綴物の除去

- ① 算定要件を満たしていない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。
  - ・ 歯根の3分の1以上のポストを有するメタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストではない。
- ② スクリューポストを除去した場合に、歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を誤って算定している例が認められたので改めること。

#### (5) 機械的歯面清掃処置

- ① 歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を行った場合に、当該歯科衛生士の名字のみ記載し氏名を診療録に記載していない例が認められたので適切に記載すること。

### 1 1 手術

#### (1) 抜歯手術

- ① 抜歯手術における症状、所見、手術内容、術後経過について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

### 1 2 麻酔

#### (1) 伝達麻酔・浸潤麻酔

- ① 浸潤麻酔における麻酔薬剤の名称、使用量について、診療録への記載がない例が認められたので、適切に記載すること。
- ② 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には、麻酔方法、麻酔薬剤の名称、使用量を診療録に記載すること。
- ③ 伝達麻酔の実施については、個々の症例毎にその必要性を適切に判断すること。

### 1 3 歯冠修復及び欠損補綴

#### (1) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している例が認められたので改めること。
  - ・ 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき内容（欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

#### (2) 歯冠形成・歯冠修復

- ① 修復した歯の部位（面）、充填に使用した材料名について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること

#### (3) 有床義歯

- ① 残根歯に対して、適切な歯内療法及び根面被覆処置を行わずに残根上義歯を製作している例が認められたので改めること。



- ② 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に義歯を製作した際に、その理由について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- (4) 有床義歯修理
- ① 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。
- ・ 修理内容の要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき内容（修理内容の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

## II 診療報酬の請求等に関する事項

### 1 届出事項、報告事項等

- (1) 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに届出すること。
- ① 保険医の異動
- (2) 次の保険外併用療養費に係る報告事項について、変更が認められたので速やかに報告すること。
- ① 金属床による総義歯に係る金属の種類追加、金属の価格

### 2 掲示事項

- (1) 保険医療機関の掲示事項について、不適切な事項が認められたので改めること。
- ① 明細書発行に関する状況に係る院内掲示について内容が不十分なものである。
- ② 次の施設基準等について掲示を行っていない。
- ・ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
  - ・ 歯科疾患管理料の注1に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- ③ 次の届け出していない施設基準を掲示している。
- ・ 歯科診療特別対応連携加算
  - ・ 在宅療養支援歯科診療所 1及び2
- ④ 次の保険外併用療養費に係る療養について、当該療養に係る費用等の報告が行われていないにもかかわらず、掲示を行っている。
- ・ 金属床による総義歯の提供
  - ・ う蝕に罹患している患者の指導管理

### 3 診療報酬請求

- (1) 総論的事項
- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、病名、所定点数、合計点数について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認を行うこと。
- ② 診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、技工物の内容、部位について不一致が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認を行うこと。

#### 4 一部負担金等

##### (1) 一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ・ 徴収すべき者（自家診療、親戚）から適切に徴収していない。
- ② 未収の一部負担金の管理が不十分な例が認められたので改めること。
  - ・ 管理簿を作成していない。
  - ・ 納入督促を行っていない

#### 5 その他

- (1) 関係資料（技工指示書、納品書、予約簿、患者への提供文書の様式等）の未持参が認められたので、指示したものは必ず持参すること。